

さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保及び義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

2025年度から小学校の学級定員は全学年で35人となります。しかし、多様化し複雑化する教育への要請に応えるためには、中学校を含めさらなる学級定員の引き下げが望まれます。

長野県では2013年度に小中学校全学年で35人学級が実現しました。また、複式学級の定員についても独自に小中学校とも8人としています。しかし、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の裏付けがないため財政的負担は大きく、学級増による教員増の多くを臨時的任用職員で対応している状況です。また、小学校の専科教員は国基準で配置され、県基準の学級数と連動していないという課題もあります。

学校現場は、膨大な業務量に加え、一人ひとりの子どもに寄り添った対応が求められ、深刻な人手不足の状況です。教員は多忙を極め、教材研究や授業準備を勤務時間内に行うことは極めて困難になっています。ゆたかな学びを実現するためには、さらなる少人数学級推進と教員の持ち授業時間軽減のための抜本的な教員定数の改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により教員配置を行っている自治体もありますが、公教育において自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の責任で十分な教員配置のための財源保障をし、全国のどこに住んでいても、子どもたちが一定水準の教育を受けられるようにすることは憲法上の要請です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、2025年度予算編成の件につき、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 どの子にもゆきとどいた教育をするため、国の責任で以下の3点を検討し、必要な教育予算を確保すること。
 - (1) 少人数学級の推進
 - (2) 複式学級の学級定員の引き下げ
 - (3) 教員基礎定数算出に用いる「係数」の改善
- 2 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月21日

長野県飯田市議会議長 熊谷 泰人

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣